

Tax Controversy Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人 税務係争解決チーム

2018年1月

パートナー 山川 博樹 (税理士)

マネジャー 梅本 淳久 (公認会計士・米国公認会計士)

最近の税務判例の傾向と対策 ～CFC 税制における事業基準と主たる事業の判定～

1. はじめに

最高裁は、平成 29 年 10 月 24 日、CFC 税制(タックスヘイブン対策税制)の適用除外基準の解釈適用が争われた事案で、第 1 審原告の海外子会社の行っていた地域統括業務は、適用除外とならない株式の保有に係る事業(以下「株式保有業」)に含まれるものということとはできず、また、相当の規模と実体を有するものであり、当該海外子会社の主たる事業であったと認めるのが相当であるなどとして、CFC 税制を適用した課税処分を取り消した。本ニュースレターでは、同判決と、その解釈上参考となる移転価格事務運営要領の定め及び会社法の規定を解説する。

2. 最三小判平成 29 年 10 月 24 日裁判所 HP 参照(平成 28(行ヒ)第 224 号)(以下「本判決」)

(1) 事案の概要

製造販売業を営む内国法人 Z 社が、平成×1 年 3 月期及び平成×2 年 3 月期(以下「本件各事業年度」)の法人税の各確定申告をしたところ、管轄税務署長から、租税特別措置法(平成 21 年度税制改正前のもの。以下「措置法」)66 条の 6 第 1 項により、Z 社の海外子会社 A 社の課税対象留保金額に相当する金額が Z 社の本件各事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入されるなどとして、更正処分等を受けたため、その取消しを求めた事案であり、主な争点は、A 社が、措置法 66 条の 6 第 4 項に規定する事業基準を満たすか否かである。

(2) 第 1 審及び控訴審の認定事実

第 1 審(名古屋地判平成 26 年 9 月 4 日訟務月報 62 巻 11 号 1968 頁)及び控訴審(名古屋高判平成 28 年 2 月 10 日裁判所 HP 参照(平成 26(行コ)第 91 号))の認定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

① A 社の資本関係

A 社は、Z 社の 100%子会社であり、合算課税の対象となる各事業年度(以下「A 各事業年度」)において、ASEAN 諸国等に存する子会社十数社及び関連会社数社の株式を保有していた。

② A 社の業務内容

A 社は、豪亜地域における地域統括会社として、集中生産・相互補完体制を強化し、各拠点の事業運営の効率化やコスト低減を図るため、設立以来、順次業務を拡大し、A 各事業年度当時、次のアからキまでに掲げる地域統括に関する業務を行い、個々の業務につき対価を得ていたほか、持株(株主総会、配当処理等)に関する業務、プログラム設計業務及び子会社のための各種業務の代行業務を行っていた。

| | |
|---|--|
| ア | 地域企画 アジア地域社長会や機能別会議の開催、新 AICO の認可取得活動、FTA・関税の調査 |
| イ | 調達機能 材料・資材の調達交渉や廉価調達先の発掘 |
| ウ | 財務 グローバルネットワーキングの運営とその対象範囲の拡大作業、グループローンの推進、財經システムの標準化 |

| | |
|---|------------------------------------|
| エ | 材料技術 材料品質保証の仕組みの策定、原材料の品質調査 |
| オ | 人事 マネジメント研修の実施、人事制度の見直し検討 |
| カ | 情報システム 統合サーバーへの集中化や各種ソフトの標準化の推進 |
| キ | 物流改善 インボイスの集中発行決済、ラインボイスの自動化等 |

③ A各事業年度におけるA社の従業員、固定資産及び財務等の状況

A各事業年度におけるA社の従業員、固定資産及び財務等の状況は、次のとおりである。

| | |
|---|---|
| ア | 従業員の状況 A社の従業員は、34～35人であり、その大半(20人以上)は、地域統括業務に従事し、その余(11～12人)は、各種業務の代行業務やプログラム設計業務に従事していた。持株(株主総会・配当処理等)に関する業務に従事している者は、1人もいなかった |
| イ | 固定資産の状況 A社は、事務所を賃借し、事務用什器備品、車両、コンピューター等の有形固定資産を保有してその業務に供していた。これらのほかには有形固定資産はなく、保有している子会社等の株式の額が資産総額の53.1～60.1%を占めていた。もともと、これら固定施設は、すべて持株(株主総会・配当処理等)に関する業務以外の業務に使用されており、中でも、地域統括業務に供されているものが大半を占めていた |
| ウ | 財務等の状況 A社の地域統括業務の中の物流改善業務に関する売上額は、収入金額の85%を占めていた。他方、その所得金額においては、保有株式の受取配当が86.5～92.3%を占めていたが、地域統括業務によって集中生産・相互補完体制の構築、維持及び発展が図られた結果、域内グループ会社全体に原価率の大幅な低減による利益がもたらされ、A各事業年度においても、これがA社の域内グループ会社からの配当収入の中に相当程度反映されていた |

(3) A社の行っていた地域統括業務は株式保有業に含まれるか(本判決の判断)

① 法令解釈等

措置法66条の6第4項は、株式の保有を主たる事業とする特定外国子会社等につき事業基準を満たさないとして、株式を保有する者は、利益配当請求権等の自益権や株主総会の議決権等の共益権を行使することができるほか、保有に係る株式の運用として売買差益等を得ることが可能であり、それゆえ、他の会社に係る議決権の過半数の株式を保有する特定外国子会社等は、上記の株主権の行使を通じて、当該会社の経営を支配し、これを管理することができる。しかし、他の会社の株式を保有する特定外国子会社等が、当該会社を統括し管理するための活動として事業方針の策定や業務執行の管理、調整等に係る業務を行う場合、このような業務は、通常、当該子会社の業務の合理化、効率化等を通じてその収益性の向上を図ることを直接の目的として、その内容も幅広い範囲に及び、これによって当該子会社を含む一定の範囲に属する会社を統括していくものであるから、株主権の行使や株式の運用に関連する業務等とは異なる独自の目的、内容、機能等を有するものというべきであって、上記の業務が株式保有業に包含されその一部を構成すると解するのは相当ではない。

また、措置法66条の6第4項が株式の保有を主たる事業とする特定外国子会社等につき事業基準を満たさないとした趣旨は、株式保有業はその性質上我が国においても十分に行い得るものであり、タックスヘイブンに所在して行うことについて税負担の軽減以外に積極的な経済合理性を見いだすことが難しいことにある。

なお、平成22年度税制改正によって、株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等のうち、一定のものを株式等の保有を主たる事業とするものから除外することとされたが、これによって事業基準を満たすこととなる統括会社(以下「事業持株会社」)は、もともと株式等の保有を主たる事業とするものであって、それ以外の統括会社はその対象となるものではないから、この改正経過を根拠に上記の統括業務が株式保有業に包含される関係にあるものということとはできない。

② 当てはめ

A各事業年度において、A社の行っていた地域統括業務は、上記(2)の②のアからキまでの多岐にわたる業務からなり、豪亜地域における地域統括会社として、集中生産・相互補完体制を強化し、各拠点の事業運営の効率化やコスト低減を図ることを目的とするものということができる。個々の業務につき対価を得て行われていたことも併せ考慮すると、上記の地域統括業務が株主権の行使や株式の運用に関連する業務等であるということとはできない。

また、A社の行っていた地域統括業務は、地域経済圏の存在を踏まえて域内グループ会社の業務の合理化、効率化を目的とするものであって、当該地域において事業活動をする積極的な経済合理性を有することが否定できないから、これが株式保有業に含まれると解することは上記規定の趣旨とも整合しない。

以上のことなどから、A各事業年度において、A社の行っていた地域統括業務は、株式保有業に含まれるものということとはできない。

(4) 地域統括業務がA社の主たる事業であったと認められるか(本判決の判断)

① 法令解釈等

特定外国子会社等が複数の事業を営んでいるときは、そのいずれの事業が主たる事業であるかは、当該特定外国子会社等におけるそれぞれの事業活動によって得られた収入金額又は所得金額、事業活動に要する使用人の数、事務所、店舗、工場その他の固定施設の状況等を総合的に勘案して判定するのが相当である。

② 当てはめ

A社は、豪亜地域における地域統括会社として、域内グループ会社の業務の合理化、効率化を図ることを目的として、個々の業務につき対価を得つつ、地域企画、調達、財務、材料技術、人事、情報システム、物流改善という多岐にわたる地域統括業務を有機的に関連するものとして域内グループ会社に提供していたものである。

そして、A各事業年度において、地域統括業務の中の物流改善業務に関する売上高は収入金額の85%に上っており、所得金額では保有株式の受取配当の占める割合が8、9割であったものの、その配当収入の中には地域統括業務によって域内グループ会社全体に原価率が低減した結果生じた利益が相当程度反映されていたものであり、現地事務所で勤務する従業員の多くが地域統括業務に従事し、A社の保有する有形固定資産の大半が地域統括業務に供されていたものである。

| | |
|----------|--|
| 収入金額 | 地域統括業務の中の物流改善業務に関する売上高が85%に上っていた |
| 所得金額 | 配当収入の占める割合が8、9割であった(地域統括業務による原価低減の結果である) |
| 使用人の数 | 現地事務所で勤務する従業員の多くが地域統括業務に従事していた |
| 固定施設の状況等 | A社の保有する有形固定資産の大半が地域統括業務に供されていた |

以上を総合的に勘案すれば、A社の行っていた地域統括業務は、相当の規模と実体を有するものであり、受取配当の所得金額に占める割合が高いことを踏まえても、事業活動として大きな比重を占めていたということができ、A各事業年度においては、地域統括業務がA社の主たる事業であったと認めるのが相当である。

3. 考察

(1) 適用除外の判定

適用除外は属人的なものではなく、あくまで特定外国子会社等の各事業年度ごとの所得を内国法人の所得に合算課税しないというものであるから、適用除外規定の適用の前提となる特定外国子会社等の主たる事業の判定は、各事業年度ごとに行われる(静岡地判平成7年11月9日訟務月報42巻12号3042頁)。

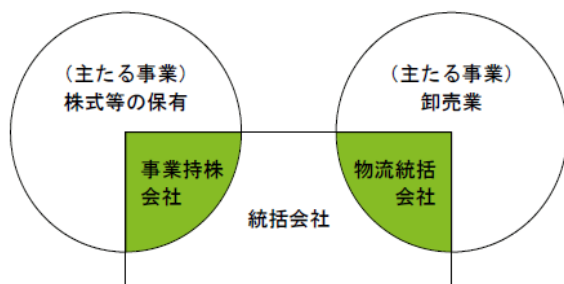
この点、本判決も、A各事業年度において、A社の行っていた地域統括業務の状況を問題としている。

(2) 地域統括会社と事業持株会社

本判決は、平成22年度税制改正によって事業基準を満たすこととなる統括会社は、もともと株式等の保有を主たる事業とするものであって、それ以外の統括会社はその対象となるものではないから、この改正経過を根拠に地域統括業務が株式保有業に含まれる関係にあるものということとはできないと判示した。

この点、「統括会社…のうち、株式等の保有を主たる事業とするもの」という平成22年度税制改正後の租税特別措置法施行令(以下「改正措置令」)39条の17第3項の規定振りに照らしても、統括会社のうちに、株式等の保有を主たる事業としないものの存在が想定されていると解されるところである(さらに付言すれば、統括会社のうちに、卸売業を主たる事業とするもの(以下「物流統括会社」)の存在も想定されており、物流統括会社については、被統括会社を関連者の範囲から除外して、非関連者基準の判定をすることとされている(改正措置令39の17⑩))。

したがって、平成22年度税制改正後は、地域統括業務を主たる事業とする「地域統括会社」及び株式等の保有を主たる事業とする「事業持株会社」のいずれもが事業基準を満たし得るということが出来る(もともと、地域統括業務と株式等の保有のいずれが主たる事業であるかについては、納税者と税務当局との間で見解の相違が生じることも懸念されることから、安全策として、事業持株会社の要件を満たすようにしておくことが考えられる)。



なお、本判決は次の3種類の統括業務に言及しているが、このうち②は、「事業方針の策定」、「業務執行の管理」、「調整」及び「収益性の向上」との文言を用いている点では、③と共通するが、「(収益性の向上を図ることを)直接の目的として」、「その内容も幅広い範囲に及び」、「一定の範囲に属する(会社を統括していく)」などの書きぶりからは、①を念頭に置いたものといえる。本判決は、②について、株式保有業に包含されその一部を構成すると解するのは相当ではないとした上で、①について、株主権の行使や株式の運用に関連する業務等であるということではできないと判示した。

| ① | ② | ③ |
|--|---|---|
| A社の行っていた地域統括業務 | 上記2.(3)の①(法令解釈等)において述べている地域統括業務 | 改正措置令39条の17第4項に定める「統括業務」 |
| 地域企画、調達、財務、材料技術、人事、情報システム及び物流改善という多岐にわたる業務から成り、 <u>豪亜地域における地域統括会社として、集中生産・相互補完体制を強化し、各拠点の事業運営の効率化やコスト低減を図ることを目的とするもの</u> といえる。 | 特定外国子会社等が、子会社を統括し管理するための活動として <u>事業方針の策定や業務執行の管理、調整等に係る業務を行う場合、このような業務は、通常、当該子会社の業務の合理化、効率化等を通じてその収益性の向上を図ることを直接の目的として、その内容も幅広い範囲に及び、これによって当該子会社を含む一定の範囲に属する会社を統括していくものである。</u> | 特定外国子会社等が被統括会社との間における契約に基づき行う業務のうち当該被統括会社の <u>事業方針の策定及び指示並びに業務執行の管理及び事業方針の調整の業務</u> で、当該事業の遂行上欠くことのできないものであって、当該特定外国子会社等が2以上の被統括会社に係る当該業務を一括して行うことによりこれらの被統括会社の <u>収益性の向上に資することと認められるもの</u> とされている(租税特別措置法関係通達66の6-17の4)。 |

(3) 株式保有業の範囲

本判決は、A社の行っていた地域統括業務は、株主権の行使や株式の運用に関連する業務等であるということではできず、株式保有業に含まれるものといえるとはできないと判示した。

この「株主権の行使や株式の運用に関連する業務」という表現は、措置法66の6第3項にいう株式保有業の範囲を画するものではなく、同事業に係る典型的な業務を掲げたものと解するのが適当であると考えられる(これら以外の業務であっても、「業務等」の「等」に含まれる余地がある)。

(4) 地域統括業務が株式保有業に含まれるかの判断

本判決は、A社の行っていた地域統括業務が株式保有業に含まれるかを判断するに当たって、当該業務について、独自の目的、内容、機能等を認定した上で、「個々の業務につき対価を得て行われていたことも併せ考慮すると、上記の地域統括業務が株主権の行使や株式の運用に関連する業務等であるということではできず」と判示していることから、対価を得るに相応しい内容の業務を行っていたことを重視したものと考えられる。

(5) 主たる事業の判定方法

本件の控訴審は、「会社は営利法人であり、利益を上げることが目的として、集めた資本等を経済的合理性があるように運用しているのであるから、「主たる事業」の判断に当たって、当該事業のために保有している財産の資産総額に占める割合や当該事業による所得金額の多寡を重視すべきことは当然である」とした上で、「少なくとも、A(注=A社)のように、資産の過半が株式の保有に充てられ、利益の大部分を保有する株式の配当によって得ている場合には、まさに、地域統括業務が株式保有業のために行われているといえる」などとしてZ社の主張を退け、A社は、株式の保有を主たる事業とするものと認められると判示した。

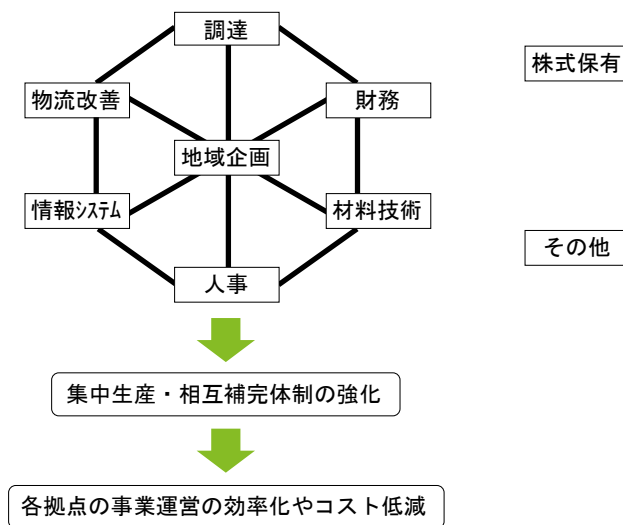
このような主たる事業の判定方法に対しては、金額的な規模を示す判断要素のみを重視した偏った判断であるとの批判があったところ、本判決は、主たる事業の判断に当たっては、収入金額又は所得金額、使用人の数、固定施設の状況等を総合的に勘案するとの判断を示し、有形固定資産の大半が地域統括業務に供されている点に言及する

一方で、「資産の過半が株式の保有に充てられ」ている点には特に言及せず、また、「利益の大部分を保有する株式の配当によって得ている」点については、地域統括業務による原価低減の結果であるとして、控訴審判決を破棄した点が注目される。

(6) 本件特有の事情

収入金額又は所得金額、使用人の数、固定施設の状況等を総合的に勘案して、主たる事業の判断をするとしても、これらの要素のうちいずれを重視するかで、その判断結果が異なることも想定されるところ、本件は、地域統括業務によって域内グループ会社全体の原価率が大幅に低減し、これが同社からの配当収入の中に相当程度反映されていたとの認定がされていることから、収入金額又は所得金額のいずれを重視しても、地域統括業務が A 社の主たる事業であると評価しうる事案であったといえる。

また、本判決は、上記 2. の(4)の判断において、A 社が多岐にわたる地域統括業務を「有機的に関連する」ものとして域内グループ会社に提供していたと指摘している(同(3)の判断においては、この「有機的に関連する」という表現を用いていない)が、そのように評価しうる事案であったからこそ、多岐にわたる業務を1個の相当規模の業務(地域統括業務)とみて、これが A 社の主たる事業であったとの判断をしたといえる。



4. 移転価格事務運営要領の定め

(1) 企業グループ内における役務の提供の移転価格税制上の取扱い

法人が国外関連者に対し、経営・財務・業務・事務管理上の活動を行う場合において、当該活動が役務の提供に該当し、その対価を授受すべきものであるかどうかは、当該国外関連者と同様の状況にある非関連者が他の非関連者からこれと同じ活動を受けた場合に対価を支払うかどうか、又は当該法人が当該活動を行わなかった場合に国外関連者自らがこれと同じ活動を行う必要があると認められるかどうかにより判断することとされている(移転価格事務運営要領 3-9(1))。

① 役務の提供に該当しない活動

国外関連者に対し株主としての地位を有する法人が、専ら自らのために行う株主としての法令上の権利の行使又は義務の履行に係る活動(以下「株主活動」)で、例えば次に掲げるものは、役務の提供に該当しないこととされている(移転価格事務運営要領 3-9(3)ロ)。

- | | |
|---|--|
| ア | 親会社が実施する株主総会の開催や株式の発行など、親会社が遵守すべき法令に基づいて行う活動 |
| イ | 親会社が金融商品取引法に基づく有価証券報告書等を作成するための活動 |

② 役務の提供に該当する活動

次の事例において、S 社は、アからオまでの活動によって経営効率の向上や業務改善、リスクの減少、経費削減等の便益を受けていることから、これらの活動は、役務の提供に該当する可能性が高いと考えられる(移転価格税制の適用に当たっての参考事例集【事例 23】)。

- | |
|--|
| (法人及び国外関連者の事業概況等) |
| 日本法人 P 社は、製品 A の製造販売会社であり、10 年前に製品 A の製造販売子会社である X 国法人 SX 社、Y 国法人 SY 社及び Z 国法人 SZ 社(以下、まとめて「S 社」)を設立した |

(国外関連取引の概要等)

- ア P社は、S社の事業運営の管理等を行うため、文書等による日常的な業務に係る指示のほかに、週1回定期的に行われるTV会議を通じ、S社の運営方針に関して指示を行っている
- イ P社は、S社の事業を円滑に進展させるため、S社の主要取引先と良好な関係を構築し、S社が主要取引先と行う取引条件交渉のサポート等を行っている
- ウ P社は、S社が取引先との主要な契約を締結できるよう、S社の契約に係る締結交渉・意思決定、契約条件の履行(P社がS社のために行う履行保証等を含む)等を行っている
- エ P社は、S社の財務活動が円滑に行われるよう、S社の新規設備投資に対する判断、リスク分析及び現金管理を含む資金調達のアレンジ等を行っている
- オ P社は、S社の経費削減のため、製品クレームに即時対応するためのコンピュータシステム(P社とS社をオンラインで接続)の開発、保守等を一括して行っている

(2) 企業グループ内における役務の提供のCFC税制上の取扱い

本判決は、「他の会社の株式を保有する特定外国子会社等が、当該会社を統括し管理するための活動として事業方針の策定や業務執行の管理、調整等に係る業務を行う場合、このような業務は、通常、当該会社の業務の合理化、効率化等を通じてその収益性の向上を図ることを直接の目的として、その内容も上記のとおり幅広い範囲に及び、これによって当該会社を含む一定の範囲に属する会社を統括していくものであるから、…、上記の業務が株式保有業に包含されその一部を構成すると解するのは相当ではない。」と判示した。

この点、特定外国子会社等がその子会社に対して行う活動が、我が国の移転価格税制にいう株主活動に該当しないものであったとしても、CFC税制上は、このことをもって当然に地域統括業務を行っていることにはならず、その目的の一貫性、内容の多様性、対象会社の範囲なども踏まえて、その活動が地域統括業務を構成するか否かを検討する必要があると考えられる。

5. 会社法の規定

本判決は、「他の会社に係る議決権の過半数の株式を保有する特定外国子会社等は…株主権の行使を通じて、当該会社の経営を支配し、これを管理することができる。」と指摘した上で、A社が行っていた地域統括業務について、その目的、内容、機能等に照らして、「株主権の行使や株式の運用に関連する業務等であるということとはできない」と判示している。

この点、株式を保有する者は、次のとおり、株主総会の議決権をはじめとする各種権利の行使によって、会社の経営方針を決定し、取締役の業務執行を監督是正することができ、また、大会社にあっては、グループ企業における内部統制システムの整備が義務付けられていることから、これらの活動自体は、通常、株式保有業に含まれることができる。

(注)以下、定款に別段の定めがないものとする。

(1) 株主総会の議決権

株主総会は、取締役会設置会社以外の会社においては、株式会社に関する一切の事項について決議をすることができ(会社295Ⅰ)、取締役会設置会社においては、法令に規定する事項(及び定款で定めた事項)に限り、決議をすることができる(会社295Ⅱ)。

(法令に規定する決議事項の例)

- ア 取締役・会計参与・監査役・会計監査人等の選任・解任(329Ⅰ、339Ⅰ)
- イ 取締役・会計参与・監査役の報酬等の決定(361Ⅰ、379Ⅰ、387Ⅰ)
- ウ 計算書類等の承認(438Ⅱ)
- エ 会社の基礎的変更
 - (ア) 資本金の額の減少(会社447)
 - (イ) 定款の変更(会社466)
 - (ウ) 事業譲渡等(会社467Ⅰ①～④)
 - (エ) 解散(会社471③)
 - (オ) 吸収合併・吸収分割・株式交換(会社783Ⅰ・795Ⅰ)
 - (カ) 新設合併・新設分割・株式移転(804Ⅰ)
- オ 株主の重要な利益に関する事項
 - (ア) 非公開会社における募集株式の発行等(199Ⅱ)
 - (イ) 公開会社における募集株式の有利発行等(201Ⅰ前段、199Ⅲ)

なお、本件の第1審は、上記工及びオの各事項について、株式保有業に含まれることを前提に、「新規子会社の設立・増減資や企業買収、吸収・合併・分社・清算等は、原告(注＝Z社)の企画の下にその承認を受けて行われることになっており、・・・、A(注＝A社)自身がこれら株式保有に関する業務に直接関与することはほとんどなかった」と述べている。

(2) 株主総会の議決権以外の株主権

① 議題提案権(会社303)

次に掲げる会社の区分に応じ、それぞれ次に掲げる株主は、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。

| 非公開会社 | | 公開会社 |
|------------|--|--|
| 取締役会設置会社以外 | 取締役会設置会社 | |
| 株主 | 総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を有する株主 | 総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主 |

② 議案提案権(会社304)

株主は、株主総会において、株主総会の目的である事項につき議案を提出することができる。

③ 株主による取締役の行為の差止め(会社360)

株主(公開会社にあつては、6か月前から引き続き株式を有する株主)は、次に掲げる会社の区分に応じ、それぞれ次に掲げる場合は、取締役に対し、その行為をやめることを請求することができる。

| 監査役設置会社 | 監査等委員会設置会社 | 指名委員会等設置会社 | 左記以外 |
|--|------------|------------|--|
| 取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれがあるとき | | | 取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるとき |

④ 取締役会議事録等の閲覧等の請求(会社371)

株主は、その権利を行使するため必要があるときは、株式会社の営業時間内は、いつでも(監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社にあつては、裁判所の許可を得て)、取締役会議事録等の閲覧等の請求をすることができる。

⑤ 会計帳簿の閲覧等の請求(会社433)

総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主又は発行済株式(自己株式を除く。)の100分の3以上の数の株式を有する株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、会計帳簿の閲覧等の請求をすることができる。

(3) 内部統制システムの整備

平成26年改正会社法により、グループ企業における内部統制システムの整備は、会社法施行規則ではなく、会社法において規定することとされた(会社348Ⅲ④、362Ⅳ⑥)。これは、持株会社によるグループ経営が普及している実情の下、親会社が子会社の業務の適正を確保することの重要性を示したものと理解できるが、子会社に係る内部統制システムの整備は、第三者としての役務の提供ではなく、株主としての活動であると評価することができる。

6. おわりに

本判決は、控訴審判決を破棄して課税処分を取り消したことから注目されるが、本件特有の事情も踏まえて、その判示事項を理解する必要があると考えられる。本件の第1審が具体的かつ詳細な事実認定を行っているので、参考になるだろう。

なお、適用除外基準は、平成29年度税制改正において、同様の基準が、会社単位の合算課税の対象とする否かを判定するための基準(経済活動基準)として設定されているが、本判決の示した「事業基準の判定」や「主たる事業の判定」の判断枠組みは、同改正後も参考となるものと考えられる。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/controversy-nl

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人

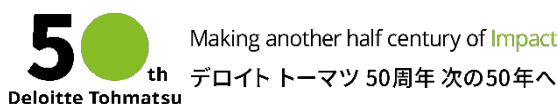
所在地 〒100-8305 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 5 階

Tel 03-6213-3800(代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services



デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001